

令和7年度第5回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和8年1月29日（木）10時00分～10時40分
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「クスリのアオキ徳島北島店」の新設届出
「イオンタウン上板」の変更届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、藤代委員、瀧川委員
事業者：（株）クスリのアオキ、大和ハウス工業（株）、（株）五星
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「クスリのアオキ徳島北島店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員長：住民からの意見を踏まえて、まとめますと、1点目が通学路の安全を考えて北側の出入口を閉鎖いただきたい。2点目がプライバシーと騒音の問題から敷地北側と南側に遮音フェンスを設置いただきたい。3点目が照明の点でロードサインを南に移設していただきたい。そして4点目が若者の蟻集や騒音防止のため営業時間を短縮いただきたい。以上を留意事項として指摘するという事でよろしいでしょうか。

委員：ロードサインについて、南側に移設した場合、南側のアパートに住む人たちに影響がでるのは。

委員長：南側に設置することに対して南側のアパートに住む人たちからは何か意見をいただいているのでしょうか。

事業者：ロードサインの照明についてはアパート側に向かず、逆側（駐車場側）を照らすため、アパートにお住まいの方から光害や環境影響に関する意見はいただいておりません。

委員長：ロードサインの看板の大きさはどれくらいですか。

事業者：高さは10m程度で、横幅は3～4m程度です。

委員長：かなり大きいですね。となると、東側出入口のすぐ近くに設置すると邪魔ですね。出入口と南側に移設検討している位置とのちょうど中間くらいに移設するのはどうでしょうか。

委員：そもそもこのロードサインは道路側に面したところに設置しなければいけないものなのでしょうか。ロードサインに書いている内容にもよるかとは思いますが。

委員長：そこは宣伝・広告のために目立つ場所に設置するものかと思います。

事業者：運営者側の御意見としてはまず一番目立つところに設置で、二番目に敷地内の利用の中で独立看板を作るのに際して、地面から基礎が出てくので駐車場を誘導するような中央付近に設置すると敷地内での事故が多発します。そういった意味も踏まえて、敷地側のどちらかのサイドでほぼほぼお客さんが少ないところに設置するが一般的と考えている。

委員：10mの高さがある場合、光は上を向いていますよね。光害の影響はどのくらいあるのでしょうか。

事業者：看板の上にライトを設置して、下向きに照射します。

委員：過去の例で、光害に関して住民から意見をいただいたことはあるのか。

事業者：光の照射角をうまく調整しているため、今のところは御意見をいただいたことはない。また、念のためですが、南側アパートのオーナー様にも設置場所に関しては事前にご了承を得ているところ。

委員長：承知しました。

委員長：ほかにご質問ありますか。

委員：出入口を一箇所にすることによって、場内での滞留などが懸念されるのでは。

事業者：届出に記載の通り、オープン時には交通整理員を一定期間配置させていただいて、安全に場内へ誘導させていただく。営業後しばらく経って、場内で不慮の危険性などが起きるような場合は整理員の設置延長であったり、路面表示追加等の検討を行い、適宜対策を講じる。

事業者：追加の補足として、場内の駐車場の通路幅は最低6mを基準に設計させていただくが、今回は出入りするメインの通路の幅は10m、車と車の止め幅は7mと、かなりゆとりめに確保しているため、滞留を防ぐことにもなると考えている。

委員長：なにはともあれ、混雑時にはまずは交通誘導員を設置いただき事故防止に努めて頂きたい。

事業者：承知しました。

委員：敷地北側の町道は通学路に指定されていないとのことでしたが、東側出入口に面する県道に関しては、通学路に指定されているのでしょうか。それに対して通学路に指定されている場合、北側と同じように安全対策が必要かと思えます。

事業者：地元の小学校に確認を行い、こちらの県道は通学路に指定されていない。とはいえ、安全対策として出入口に「歩行者・自転車注意」という周知看板を設置予定です。

委員長：ほかにご意見ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①通学路の安全を考えて、北側の出入口を封鎖していただきたい。
- ②プライバシーや騒音等防止のため、北側・南側に遮音フェンスを設置いただきたい。
- ③睡眠妨害などの光害を防ぐために、ロードサインの位置を変更いただきたい。
- ④上記③と同じ理由で営業時間を短縮していただきたい。
- ⑤駐車場・出入口混雑時には交通整理員を配置いただきたい。

委員長：この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

■議題2

「イオンタウン上板」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員長：以上の説明に対して、何かご質問等はありませんでしょうか。

(意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県からの意見はなしと致します。

→意見なしで終了